

ID: 1034

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	父又は母に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第10条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【根拠条文】 第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日